

～長崎県からのお知らせ～

特定非営利活動促進法（NPO法）の改正について

1 特定非営利活動促進法（NPO法）一部改正に伴う変更（令和3年6月9日施行）

令和2年12月2日に特定非営利活動促進法（NPO法）が一部改正となり、令和3年6月9日から施行されました。改正内容の概要は以下のとおりですので、ご留意願います。

(1) 設立認証申請・定款変更認証申請の縦覧期間、補正期間が短縮されます。

	現 行	令和3年6月9日から
縦覧期間	申請書を受理した日から1ヶ月間	申請書を受理した日から2週間
補正期間	申請書を受理した日から2週間	申請書を受理した日から1週間

縦覧事項は、インターネットの利用等により公表されます。この公表は、所轄庁による認証・不認証決定までの間、行われます。

(2) 個人の住所又は居所が公表・閲覧の対象から除外されます。

個人情報保護を強化する観点から、以下の情報が公表の対象から除外されることとなります。

（県（所轄庁）の対応）

下記の場合、個人の住所又は居所が公表等の対象から除外されます。

- ◆ 設立認証の申請があった場合に公表・縦覧させる「役員名簿」
- ◆ 請求があった場合に閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」

（NPO法人の対応）

下記の場合、個人の住所又は居所を閲覧の対象から除外することが可能となります。

- ◆ 認定・特例認定 NPO 法人が、請求があった場合に閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」
（注）社員その他の利害関係人から請求があった場合に法人が閲覧させる、「役員名簿」「社員名簿」については、引き続き閲覧の対象です。

これらの書類について、閲覧の請求があった際には、個人の住所、居所について記載されている部分は除いて対応することになります。
※閲覧の対象外となるのみであり、作成、提出の際は通常どおり全て記載してください。

2 行政手続きの見直しに伴う変更

(1) NPO法人が所轄庁（長崎県県民生活環境課）へ提出する書類については、原則、**押印を廃止**します。

(2) NPO法人が所轄庁（長崎県県民生活環境課）へ提出する書類の**部数を変更**しています。

- ◆ 長崎市、長与町、時津町に主たる事務所を置くNPO法人…1部
- ◆ 上記以外の市町に主たる事務所を置くNPO法人…2部

→認定・特例認定 NPO 法人については、裏面もご確認ください。

【認定・特例認定 NPO 法人のみ】

認定・特例認定 NPO 法人におかれましては、役員報酬規程等提出書の添付書類が一部削減・追加されます。(※)

(1) 所轄庁への提出書類が一部削減されます。

削減された書類
◆「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出は不要です。
内容に変更がない場合、提出が不要な書類
◆「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、 毎事業年度の提出は不要 です。 (注)変更が生じた場合は、提出する必要があります。

所轄庁への提出が不要とはいえ、
上記書類の「作成」、「事務所への備え置き」、「事務所における閲覧」は
引き続き行う義務があります。
作成不要となったわけではありませんので、注意してください！

(2) 所轄庁への提出書類が追加されます。(施行規則改正関係)

追加された書類
◆「役員に対する報酬等の状況を記載した書類」について、毎事業年度の提出が必要です。

(※) 上記の内容は令和 3 年 6 月 9 日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。

(例①) 事業年度： 令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 4 月 1 日(令和 3 年 6 月 9 日より前)に開始する事業年度に提出する書類に該当するため、 従前の様式(改正前の様式) に従ってください。
(例②) 事業年度： 令和 2 年 7 月 1 日～ 令和 3 年 6 月 30 日	令和 3 年 7 月 1 日(令和 3 年 6 月 9 日以後)に開始する事業年度に提出する書類に該当するため、 改正後の様式 に従ってください。